

熊本都市計画地区計画の決定(西合志町決定)

都市計画御代志地区地区計画を次のように決定する。

名 称	御代志地区地区計画
位 置	西合志町大字御代志字平ノ窪2091番1他3筆
面 積	0. 48ha
区 域 の 整 備	地区 計 画 の 目 標 本地區は、市街化調整区域にありながらも、西合志中学校、町役場及び町民センターなどの公共施設から近く、南側には御代志地区土地区画整理事業が予定されているなど、住宅地としての利用が期待されている。周囲は住宅地としての利用が進んでおり、周辺と調和のとれた土地利用が望まれているので、本地區に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課題に対応した土地利用、さらに本町の活性化を図っていくことを目標とする。
備 · 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土 地 利 用 の 方 針 良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園を適宜配置する。 地区 施 設 の 整 備 方 針 地区施設として、町道との接続道路については、幅員6mとし、区域内の街区道路についても、幅員6mとする。 整備区域の北側に公園を設置する。 建 築 物 等 の 整 備 方 針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地区整備計画に係する事項	地区施設の配置及び規模	道路	道路延長　合計約173.3m 接続道路　幅員6m以上 街区道路　幅員6m L=約173.3m
	公園・緑地	公園	約253.3m ² の公園を、地区内の北側に設ける。
	建築物等に係する事項	区分の名称	一般住宅
		区分の面積	0.34ha 計画面積中住宅地の面積
		建築物等の用途の制限	一戸建ての専用住宅及び兼用住宅に限る
		建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10
		建築物の敷地面積の最低限度	230m ²
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること
		建築物の高さの最高限度	10m以下
備考		区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	